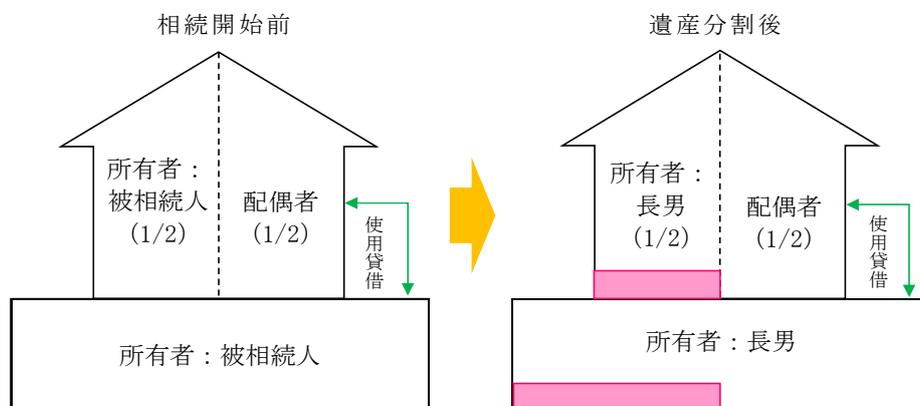


## 22 居住建物のみ共有（賃貸なし）の場合

問 次のような事例の場合の配偶者居住権等の評価額を教えてください。

### 【設例】



相続税評価額：建物2,000万円（自家用屋）※ 遺産分割日：2021年3月20日  
 土地6,000万円（自用地） 配偶者の年齢：80歳10か月（分割時）  
 建物建築日：2010年12月1日 平均余命：11.71年  
 建物構造：木造 配偶者居住権存続期間：終身  
 相続開始日：2020年10月1日 法定利率：3%  
 賃貸の有無：無 建物相続人：長男  
 建物所有者：被相続人（1/2） 土地相続人：長男  
 配偶者（1/2）  
 土地所有者：被相続人  
 ※ 被相続人の持分を乗ずる前の評価額である。

答 居住建物が被相続人とその配偶者の共有の場合、配偶者居住権の評価額の計算の基礎は、被相続人の共有持分割合に対応する部分となります。

また、居住建物のみが被相続人とその配偶者の共有の場合には、当該被相続人の居住建物の共有持分割合に対応する部分が、敷地利用権の評価額の計算の基礎となります。

したがって、配偶者居住権等の評価額は次のとおりです。

（参考）居住建物とその敷地のいずれもが、被相続人とその配偶者又はその他の者の共有の場合（建物賃貸無）については、問26（63ページ）を参照してください。

### 〔配偶者居住権の価額〕

$$\left[ \begin{array}{l} \text{自用・単独所有} \\ \text{居住建物の時価} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = \left[ \begin{array}{l} \text{配偶者居住権の} \\ \text{評価の基礎とな} \\ \text{る金額} \end{array} \right]$$

（被相続人の持分）

